

季節労働者対策の強化を求める要望意見書

昨年の世界的な金融・経済危機に端を発した日本経済の急速な後退によって、雇用・失業情勢は一段と厳しい状況にある。北海道内においても倒産などによる失業が増大しており、本州で職を失った労働者が少なからず北海道に帰ってきている。

同時に、季節労働者の実態も深刻である。季節労働者の冬期間の雇用と生活を支えてきた冬期技能講習など国の季節労働者冬期援護制度が廃止され、雇用保険法の特例一時金が「40日分」に削減された。季節労働者は、わずか20万円前後の特例一時金だけで厳寒の3~4か月を生活しなければならないという、生存さえ危ぶまれる深刻な事態となっている。健康保険や年金の保険料を払えない季節労働者が増えており、命と老後を脅かしている。

政府・厚生労働省は平成19年度から「通年雇用促進支援事業」などを実施しているが、予算規模が少なく、労働者の「所得保障」にかかわるものは認められないため有効な対策となっていない。

「通年雇用化」は当然必要なことだが、去年は建設業で対前年比1万人以上が減少し、今年もさらに5,000人以上が減っているという雇用保険統計に示されているように、現下の厳しい雇用情勢のもとでは冬期間の雇用がないばかりか、年間を通じての失業がひろがっている。

政府の「緊急雇用対策」「経済危機対策」が実施され、雇用保険法が一部改正されたが、抜本的な雇用・失業対策が求められているいま、季節労働者対策においても政府が以下の必要な措置を講ずるべきである。

記

- 1 政府の雇用対策の予算を大幅に増額するとともに、季節労働者対策をふくめて地域の実情に即して活用できるようにすること。
- 2 「通年雇用促進支援事業」について、季節労働者の実態に即した抜本的な改善をはかること。
- 3 季節労働者の冬期の失業に対する公的就労事業制度の創設や所得保をおこなうことなど、新たな対策を講ずること。
- 4 雇用を増やし、地域経済を下支えする生活密着型の公共事業を拡大するとともに、政府として地方自治体の財源確保措置を講ずること。

5 雇用保険法を再改正して、特例一時金をさしあたり「50日分」に戻すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成21年9月18日

名 寄 市 議 会

内閣総理大臣
財務大臣
厚生労働大臣
国土交通大臣
農林水産大臣
総務大臣

} 宛